

在宅医療研修会・アドバイザー業務
委託企画提案仕様書

令和6年2月
山梨県福祉保健部医務課

在宅医療研修会・アドバイザー 業務委託企画提案仕様書

1 目的

本委託は、県内における訪問診療の提供件数増加を目的に、病院・診療所等における在宅医療の導入・規模拡大に係る取り組みを支援するため、病院及び診療所を対象に、在宅医療への参入メリットの周知や経営ノウハウに関する研修会を開催すると共に、在宅医療の導入・規模拡大について個別具体的な助言を行うアドバイザーの派遣を行うものである。

2 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の内容

業務内容は以下のとおりとする。

山梨県内に所在の病院、診療所を対象とした在宅医療の開始・拡充のための研修会を開催すると共に、個別の診療所や病院からの要望に応じて経営等のコンサルティング等を行うアドバイザー派遣業務を実施する。

ア 業務内容

(ア) 研修会開催に関すること

(イ) アドバイザー派遣業務（派遣調整を含む）に関すること

(ウ) 上記（ア）、（イ）に関する周知、問い合わせ対応、事業実施報告等

イ 上記業務内容に係る留意事項

(ア) 研修会開催について

a 県医師会や郡市医師会、県内医療機関（病院・診療所）、及び県内医療機関に勤務する医師や看護師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅医療の開始・拡充や在宅療養支援診療所の経営等のための基礎的かつ経営上のノウハウを含んだ実践的な研修会を開催すること。開催については文書その他の手法により周知する。周知後、応募の受付及び受講者の決定を行うこと。周知については多忙な医師等の目に留まりやすく、かつ積極的な参加を促すような周知方法を広く提案し、実施すること。

b 研修会は県内の4医療圏（中北・峡東・峡南・富士東部）及び甲府市の5カ所において実施すること。受講者の参加費は無料とする。なお、オンライン受講のための通信環境に要する費用は受講者負担とするが、受講にあたり有料のアプリケーションの使用等、通常のインターネット環境外の費用負担を受講者に求めないこと。

c 研修会の開催方法はオンラインや対面開催、オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド方式等を問わない。なお対面で行う場合は、県と協議の上で開催地を決定すること。

d 研修会の実施に関して、研修日程の設定並びに研修会場及び必要な通信環境等

の確保、研修内容の企画、研修テキストの企画及び作成、講師の選定及び連絡調整、研修当日の運営を行うこと。なお、配信の事前準備、機器・研修資料等の準備、講師の選定（講師については、受講者に対して必要かつ適切な知識・技巧等の提供ができる者とする事とし、県と協議の上、選定すること。）、講師の対応等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。

- e 研修の修了確認に関して、受講者の受講状況の管理、修了予定者名簿の作成及び県への送付、研修修了証等の作成・交付を行うこと。
- f 研修会に要する費用が契約時よりも低減した場合、契約業務委託料を減額する。
- g 事業計画により事業実施スケジュールを明確にすること。

(イ) アドバイザー派遣業務の内容について

- a 県医師会や郡市医師会、県内医療機関（病院・診療所）に対しアドバイザー事業を周知する。派遣希望のあった医療機関の在宅医療に関する課題や取り組みたい内容について確認を行い、派遣を決定する前に医務課へ連絡すること。医務課において派遣の必要性を認めた場合にアドバイザーを派遣すること。
- b アドバイザー派遣による支援内容は、次のテーマを含めた内容とすること。

テーマ
市場調査、診療圏の設定
事業計画の策定
営業支援
医療機器・医療材料選定
運営書類
行政手続き
診療オペレーション

- c アドバイザー派遣は1医療機関に対して1回当たり1～3時間程度、2回以上行い、14医療機関に対し合計68回（うち1病院への派遣7回×4件、1診療所への派遣4回×10件）の実施を想定する。
- d アドバイザーの派遣が68回に満たない場合は業務委託料を減額する。1病院または1診療所への派遣1回あたりの経費（派遣日程調整費、広告宣伝費は含めない）を算出し、算出された額をもとに減額する。
- e 山梨県内に所在の在宅医療の開始、拡充を目指している医師等が勤務等する医療機関を派遣対象とすることとし、応募があった場合には県と協議の上、派遣先を決定すること。
- f 各医療圏の在宅医療提供体制を把握した上で事業を進めることとし、県医師会や県内医療関係団体と連携しながら確実な周知、事業を実施すること。
- g 事業計画により事業実施スケジュールを明確にすること。

ウ 職員等

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、在宅医療や山梨県の在宅医療の現状に精通した的確な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれ

を行わなければならない。

エ 体制等

本業務を施行するに当たり、乙は、同様の業務や官公庁都道府県からの委託による医療機関への研修会の開催や経営支援等を実施した実績があれば可能な範囲で甲へ通知し、業務体制についてもあらかじめ明確にすること。

4 委託料

委託料上限 25,223,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

5 評価項目及び点数

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、別紙の審査基準表のとおりとする。

6 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

(1) 実績報告書の提出

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を県へ提出するものとする（紙媒体1部および電子媒体（CD-ROM）も提出すること。）。実績報告書は全体の実績報告の他に、医療機関ごとに派遣1回あたりの実施状況や成果、改善状況について具体的に取りまとめた報告書も作成すること。

(2) その他の報告業務

受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

8 守秘義務等

(1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

9 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により医務課に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、2営業日以内に議事録を作成し県に提出すること。

10 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。

審査基準表

区分	評価項目	配点
事業の 的確さ ・ 実現性	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか。確実に業務遂行が可能なスケジュールが記載されているか	10
	仕様書の内容に沿った研修会のカリキュラム・研修内容となっているか、また、アドバイザーによる支援内容・方法が計画的かつ具体的に記載されているか	10
	経費の積算根拠や内訳は適切か。研修会の開催費用や、アドバイザー派遣1回あたりの算定金額は妥当か	10
	研修会及びアドバイザー派遣の周知方法が明確かつ妥当か。研修会については参加しやすい工夫や配慮がされているか。アドバイザー派遣については医療機関が応募しやすい工夫や配慮がされているか	10
	研修会の講師やアドバイザーは在宅医療や本県の在宅医療の現状に精通し、かつ適格な認識や豊富な知識を有しているか	10
	県医師会や郡市医師会等の医療関係団体と連携して取り組むことができるか	5
コンサルティング 実績	類似事業や、官公庁又は都道府県からの委託による医療機関への経営支援等の実績を活かし、本事業の運営に貢献することが見込まれるか	10
実施体制	業務を実施できる組織や体制が整っているか。責任者が明確化されているか	5
	安定的な事業運営ができる組織や体制、財政基盤があるか	5
	情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか	5
その他 提案 アピール	事業全体を通じて、仕様書に記載されている内容以外に有益な提案がなされているか	10
価格	最も低い費用の提案者を10点とし、以下の計算式で点数を計算する。 点数 = 10 × 最低価格 / 見積価格 (小数点以下四捨五入)	10

計100点